

職員募集のお知らせ

大阪税関では、障害者雇用の一環として非常勤職員（事務補助員）を募集しております。
募集内容は下記の通りです。

1. 応募区分 2610-1（大阪市内・非常勤）

2. 勤務先

大阪港湾合同庁舎（大阪市港区築港4-10-3）

最寄駅：（大阪メトロ中央線）大阪港駅

（大阪港湾合同庁舎内）

- ・2階に車椅子及びオストメイト対応のトイレ有
- ・庁舎敷地南東側出入口から2階玄関まで点字ブロック有
- ・庁舎2階玄関は自動ドア
- ・スロープ及びエレベーターにより入退庁可
- ・車椅子対応・点字表記のあるエレベーター有
- ・階数の点字表記のある階段有

3. 募集人数 1名

4. 職務内容等

資料整理、データ入力（提出書類などのデータをパソコン入力）、備品の管理、
郵便物等の課内グループ毎への仕分け及び配布、清掃業務 等

※具体的な仕事内容は本人の適性や障害の状況に応じて調整いたします。

5. 応募資格

次に掲げる手帳等の交付を受けている者

ア ①身体障害者手帳

②身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、

知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

6. 応募ができない者

以下に該当する者は応募できませんのでご了承ください。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

7. 勤務条件・給与等

(1) 勤務時間：午前8：30～午後5：00の間の休憩除く4時間から6時間で週29時間以内

（うち、午後12：15から午後1：00までは休憩時間となります）（※1）

(2) 勤務期間：令和8年10月1日～令和9年3月31日（更新の可能性あり）（※1）

(3) 勤務日：土、日、祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く毎日（※1）

※1 勤務時間、勤務開始日、勤務日については、相談の上、決定いたします。

(4) 休暇等：有給の年次休暇があります。

その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

(5) 給与：時給1,384円

（ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額又は減額）する場合があります。）

(6) 賞与：年2回（6月、12月）、勤務実績に応じて支給（ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額又は減額）する場合があります。）

(7) 交通費：別途支給（月150,000円まで）

(8) 加入保険等：財務省共済組合短期給付（医療保険）、厚生年金保険、雇用保険（※2）

※2 雇用保険は勤務時間や日数等の条件を満たした場合は退職手当の支給対象となるため、資格を喪失することとなります。

8. 服務規律等

国家公務員法等に定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守。

9. 応募方法

下記〈書類提出先〉に履歴書（市販のもので可）、職務経歴書を郵送又はメールでお送りください。

履歴書の本人希望欄に「2610-1（大阪市内・非常勤）」と必ずご記載ください。

※業務遂行上必要な配慮等の確認のため、障害の状況や必要な配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

※支援機関を利用している場合は、支援機関の名称等を応募書類にご記入ください。

※ご提出いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

〈書類提出先〉

（１）郵送で応募する場合（郵送先）

〒552-0021

大阪府大阪市港区築港4-10-3

大阪税関総務部人事第3係 宛

（２）メールで応募する場合（送信先） メールの件名と本文に以下の事項をご記入の上、応募書類を添付し、

osaka-jinji3@customs.go.jp にお送りください。

- ・件名：障害者雇用（事務補助員）応募書類
- ・本文：①氏名（ふりがな） ②電話番号

10. 応募締め切り 令和8年8月6日（木） 必着

11. 選考方法等

（１）書類選考を実施し、通過者について面接試験を実施の上、合否を決定します。

（２）書類選考通過者には、応募締切後2週間程度を目途に面接試験日等を連絡します。

※面接は、大阪税関本関にて令和8年9月上旬に実施予定。

※採用面接に当たって何らかの配慮（就労支援機関の職員や特別支援学校の教職員等の同席、筆談又は手話通訳、文字通訳などによる面接、付添人の控室の用意など）を希望される方は申し出てください。

12. 個人情報の取扱い 本募集を通じて取得した個人情報は、採用活動を目的として使用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適切に実施します。
13. その他 以下のとおり、書類選考を通過した方で、希望者には職場見学・体験会を実施します。
- (1) 開催日時 令和8年8月17日(月)～31日(月)のうち当関の指定する日時
 - (2) 内容 概要説明、職場内見学、職場体験等(内容は変更されることがあります)

問い合わせ先
〒552-0021
大阪府大阪市港区築港4-10-3
大阪税関総務部人事第3係
電話番号：06-6573-8845
メール：osaka-jinji3@customs.go.jp